

【中国】軍事施設保護法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2014年6月27日、軍事施設保護法が施行から二十数年を経て初めて大幅に改正された。改正法は、保護すべき軍事施設の範囲を明確化、詳細化し、軍と行政の連携体制の確立を目指している。

1 改正の経緯

中国の現行の軍事施設保護法（注1）は、軍事施設の安全保護、施設の使用効果と軍事活動の正常な遂行の保障、国防の近代化の推進を立法目的として1990年に制定された。第1章：総則、第2章：軍事施設保護区域の画定、第3章：「軍事禁区」の保護、第4章：「軍事管理区」の保護、第5章：「軍事禁区」「軍事管理区」に含まれない軍事施設の保護、第6章：管理責任、第7章：法的責任、第8章：附則という構成で、全37か条から成る。

1990年8月1日の施行から20年以上が経過し、内外の情勢の変化、軍備及び軍事活動における高度情報化など、軍事施設をめぐる環境が大きく変化する中で、法改正の必要性が高まっていた。軍事施設保護法改正案は、意見公募を経て、2013年12月の第12期全国人民代表大会常務委員会第6回会議と2014年6月の同第9回会議で審議が行われ、6月27日、「中華人民共和国軍事施設保護法の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（注2）が可決された。改正法は全8章の構成は変わらないが、16か条増えて全53か条となり、計38か所が改正されている。

改正法の施行日は2014年8月1日である。

2 改正の主な内容

今回の改正の要点と改正された規定の主な内容は、次のとおりである。

(1) 軍事施設の保護と経済社会の発展の調和

経済社会の発展と軍事施設の保護の調和を促進させるため、国が統一的な計画を策定するという規定が、新たに総則に加えられた（第5条）。地方政府に対しても、経済発展計画、土地利用計画、都市計画等の策定に当たり軍事施設保護の必要性を十分考慮するよう求めている（第29条）。

一方、軍事施設の整備計画や建設工事に関しては、当該地方の経済社会の発展のための必要性や都市計画の方針を考慮し、安全に関する評価及び環境影響評価を実施しなければならないとする規定が新設された（第30条）。任務の変更、周辺環境の変化等により使用効果がなくなり再整備する必要もない軍事施設については、当該施設を管理する機関が速やかに国务院及び中央軍事委員会又はその授權機関の許可を得た上

で、取り壊し又は民間転用しなければならないとする規定も新設された（第 40 条）。

軍と各地方政府との間で、軍事施設保護の連携協力メカニズムを構築すべきことも明記された（第 3 条）。

(2) 軍事施設の保護範囲の拡充

軍事施設の定義においては、「国境警備及び海洋警備の管制施設」という項目が加えられたほか、軍事施設には軍の任務遂行のために必要な臨時施設も含まれることが明記された（第 2 条）。

軍用無線送受信施設の電磁環境保護範囲の中では、当該施設の使用効果に影響を及ぼす設備や電磁波障害物を設置してはならず、当該施設の電磁環境に影響を及ぼす活動に従事することも禁じられる（第 27 条）。

また、附則において、中国人民武装警察部隊所属の軍事施設の保護について軍事施設保護法の規定が適用され（第 50 条）、国防関連産業の重要な武器装備に関する研究・生産・試験・貯蔵等の施設の保護についても、同法の規定が準用される（第 51 条）と定められた。

(3) 「軍事禁区」「軍事管理区」の定義の詳細化

改正法では、軍事施設の性質、機能、安全上の秘密保持の必要性及び使用効果に基づいて軍事禁区及び軍事管理区を画定するとして従来の規定に加え、より詳細な次のような定義規定を設けている。

軍事禁区とは、重要軍事施設が設置され、又は軍事施設に重大な危険要素があり、国が特別の措置により重点的に保護すべき軍事区域をいう。軍事管理区とは、比較的重要な軍事施設が設置され、又は軍事施設に比較的大きな危険要素があり、国が特別の措置により保護すべき軍事区域をいう。（第 8 条）

そのほか、軍事禁区、軍事管理区の範囲に入らない作戦工程の外周区域について、安全保護範囲の画定を行うべきことも明記された（第 25 条）。

(4) 軍事施設保護措置の詳細化

軍事禁区の空域の安全に関して、航空機が軍事禁区の上空を低空飛行すること、及び航空機が空中軍事禁区に進入することを禁止する規定が設けられた（第 15 条）。

水域軍事禁区内では、非軍事施設の設置のほか、水産養殖、漁獲その他軍用艦船の行動、軍事施設の安全上の秘密保持及び使用効果を阻害する活動が禁止された（第 16 条）。一方、水域軍事管理区内では、水産養殖及び軍区級以上の関係軍事機関の許可なく非軍事施設を設置することが禁じられたほか、漁獲その他の活動において軍用艦船の行動に影響を及ぼしてはならないとされた（第 21 条）。

注(インターネット情報は 2014 年 7 月 15 日現在である。)

(1) 「中华人民共和国军事设施保护法」国务院法制办公室

<<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199002/19900200267372.shtml>>

(2) 「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国军事设施保护法》的决定」中国人大网

<http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-06/29/content_1869529.htm>